

平成18年度決算の内容をご報告します。 実質収支は過去最高・41.9億円の黒字！ とはいうものの財政再建への道のりは、まだまだ遠いのです。。

■決算の概要

9月議会において、2006年度決算を審査しました。一般会計・特別会計を合計した市全体の歳入総額は2,707.5億円、歳出総額は2,664.5億円、実質収支は41.9億円の黒字。これは過去最高の黒字決算です(表①参照)。

A	歳入総額	2,707.5
B	歳出総額	2,664.5
C	歳入歳出差引額(A-B)	43.0
D	翌年度へ繰り越すべき財源	1.1
E	実質収支額(C-D)	41.9

■黒字決算の要因

2006年度が大幅な黒字決算となった要因として、以下の点が挙げられます。

【歳入増の主な要因】

- ・甲子園浜浄化センター用地の貸付元金収入
- ・景気回復による個人所得の増加と、それに伴う増収増
- ・定率減税の縮減による増収増

【歳出減の主な要因】

- ・補助金、内部管理経費等の削減
- ・市債の元利償還にかかる費用の減少

41.9億円の黒字のうち、39.8億円を占める「甲子園浜浄化センター用地の貸付元金収入」は昭和60年に、西宮市が土地開発公社へ貸し付けた資金が返済されたものです。また「景気回復に伴う個人所得の増加と、それに伴う増収増」は「景気回復」に支えられたものであり、今後も継続する保証は、ありません。「過去最高水準の黒字」は、一時的な要因によって支えられた面が強く、手放しで喜べる内容ではないのです。

■財政状況と、求められる対応

財政指標等の数値からも、西宮市が依然として、厳しい財政状況にあることは明らかです。経常収支比率は95.6%と、標準値とされる70~80%

を大幅に上回っています(※1)。実質公債費率も22.4%と基準値とされる18%を大幅に上回っています(※2)。市債残高(=市の借金)は2,159.3億円と震災前の約2.2倍に上ります。今後も国による地方税財政制度の見直し・景気の変動等による歳入の減少、人口の増加や高齢化の進展による歳出の増加、団塊の世代の退職による退職手当支給の増加等、市財政に多大な影響を与えることが懸念される要因があります。総じて**西宮市の財政状況は、財政再建団体への転落(=倒産)が懸念された最悪期は脱しつつあるものの、楽観できる状況にはなく、引き続き堅実な財政運営が求められている**と言えるでしょう。

(※1) 経常収支比率	財政の弾力性を判断する指標。数値が高いほど、財政の硬直化が進んでおり、柔軟な予算編成が困難となる。標準値は70~80%。	95.6%
(※2) 実質公債費率	借入金返済にかかる費用が、財政に与える負担を表す指標。18%を超えると、市債を発行するために県知事の許可が必要になる。	22.4%

■さらなる行財政改善の推進を！

行財政改善の本来の目的は、
①財政状況の抜本的改善
②行政サービスの向上と市役所の変革
にあります。景気回復による増収増、「行財政改善実施計画」の推進等によって、市の財政状況は徐々に好転しつつあります。しかし一時的に財政危機を脱するだけでは「行財政改善」とは言えません。**市の経営方針を明確化するとともに、施策の重点化・事務事業の取捨選択を推進し、重点課題に集中的に取り組むことが重要です。**これからも財政健全化、行政サービス向上、市役所の変革に全力で取り組んでまいります。

大社小学校の校区が変更されます。 子供が増え続けている西宮市において、校区変更は他人事ではありません。これは、他の学校でも起こりうる問題なのです。

■校区変更の概要

9月議会において大社小学校の校区変更に関する所管事務報告が行われました。**2008年4月1日には現在、大社小学校の通学区域である12の町のうち3町を安井小学校区、1町を平木小学校区に編入する大幅な校区変更が実施される予定です。**なお校区変更の対象となる町に居住する児童に対して、以下の経過措置を設けることも、あわせて報告されました。

- ①2008年4月に新たに入学する児童は、大社小学校への通学を認める。
- ②2008年3月31日現在、大社小学校に在籍している児童は、大社小学校への通学を認める。
- ③兄弟姉妹が大社小学校に在籍している場合、大社小学校への通学を認める。

■市の対応策と、大社小の特殊事情

全国的に進む少子高齢化とは逆に、西宮市では人口流入に伴い子供の数が増え続けています。これは、まさに活気が生まれるという点からは喜ばしいことですが、反面、**学校校舎・幼稚園・保育所・留守家庭児童育成センター等、子供たちの教育環境に直結する施設の不足が深刻化しています。**西宮市は、良好な教育環境を守るために「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱(以下、「要綱」)」を定めています。これは幼児・児童及び生徒の急増により学校施設が不足するおそれのある地区の住宅開発について、開発事業者と市が協議し人口流入を抑制することを目的としたものです。現在、市は要綱の内容に従い、教室不足が懸念される学校区を「受入困難地区」「準受入困難地区」「予測地区」の3地区に区分けしており、該当する地区において10戸以上の住宅開発を行う場合、市教育委員会との協議(届出)を行うことを義務付けています。大社小は市内唯一の「受入困難校」であり、2005年4月の要綱策定

当初から10戸以上の共同住宅等については開発の中止・延期を事業者に要請してきました。また既存施設の教室転用等、教室を確保するための対応にも取り組んできました。しかしながら風致地区内に位置し、建ぺい率が厳しく制限されるため仮設教室の増設・校舎の増改築は困難という大社小特有の事情も加わり、校区の変更が現実のものになったのです。

■景観条例の積極的な活用を！

現在「受入困難地区」に指定されているのは大社小学校区のみですが、「準受入困難地区」には**浜脇小学校区・高木小学校区など4小学校区、「予測地区」には香櫨園小学校区など9小学校区が指定されています。過剰な人口流入を抑制できなければ、これらの地区においても将来、校区変更が現実のものになるおそれがあります。**校区変更には、子供たちを取り巻く環境に大きい影響を与え、学校と地域のつながりを弱める等、多くの問題があります。しかしながら現在の要綱では開発指導者に対して開発の中止・延期を要請することしか出来ず、実効性のある人口流入抑制策とはなっていません。現状を改善するためには、強い強制力を持つ人口流入抑制策が必要なのです。

西宮市は2008年4月の中核市以降を目指しており、中核市は景観法に基づく施策を行うとされています。**景観法は強い強制力を持っており、法に基づいた景観条例を施行することで強制力を持った開発指導が可能となります。**景観法は過剰な人口流入を抑制する切り札となりうるのです。一方、現在の西宮市の景観条例は具体性を欠いた総則的なものであり、条例を有効に活用しているとは言えません。**中核市への以降を機に条例を見直し、子供たちの良好な教育環境を守るための取り組みを行うべきです。**今後の推移を見守るとともに、積極的な政策提案を行ってまいります。

「西宮市議会議員・しぶや祐介の活動日記」(<http://shibuya.blog.bai.ne.jp/>)で、もっと詳しい内容と、日々の活動・政策などをご覧ください。